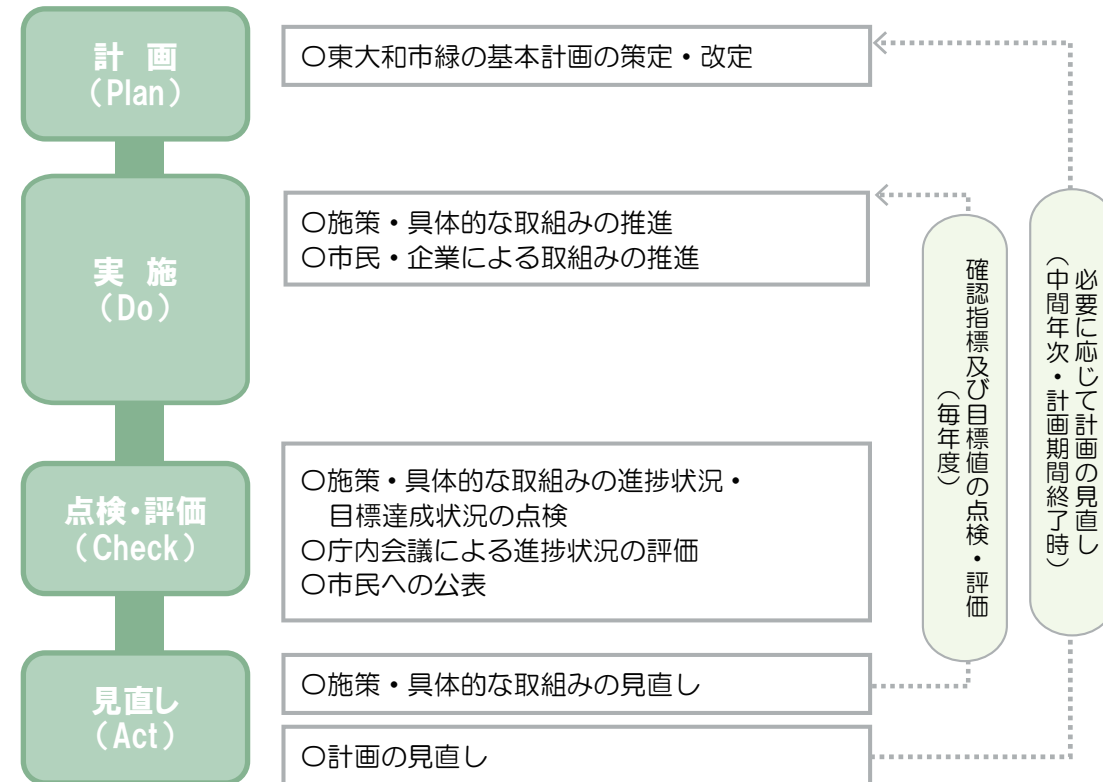


●推進管理の実施

本計画は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）といったPDCAサイクルの流れに基づき、計画の進行管理を行います。

計画期間の中間年次である平成35年（2023年）頃を目途にして、「施策の体系」で位置づけた具体的な取組みの進捗状況、P5「計画の目標（緑地の確保目標量）」で掲げた目標の達成状況などをもって、計画の進捗状況を点検・評価して公表します。また、必要に応じて、意見等を踏まえ、施策や具体的な取組みの進め方や本計画の見直しを行うものとします。



庁内会議における進捗管理

施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の関係部課において進捗状況の点検を行うとともに、関係部課が進捗状況等について情報共有し、連携することにより、施策の進捗を図ることを目的として庁内会議を開催します。なお、庁内会議に関しては、本計画の関連計画である東大和市環境基本計画の推進体制に組み込むなど、効果的な運用に努めます。

協働による取組みの推進

本計画では、「市民・企業・行政の協働」を基本方針の1つに位置づけています。

協働による取組みが円滑に推進されるように、市は、本計画に位置づけた施策や具体的な取組みの周知・浸透を図ります。また、市民・企業の自主的な活動の立ち上げや充実に対する支援を行うものとします。

国・東京都・他自治体等との連携

本計画では、「狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進」や「河川の水質向上・浄化対策」などにおいて、他の行政機関との広域連携の取組みを位置づけています。これらの取組みに留まらず、広域的な取組みを必要とする施策や具体的な取組みについては、国や東京都、他自治体等と協力して、その推進に努めます。

第二次東大和市緑の基本計画-緑と水の都市- 概要版(平成31年3月)

東大和市 環境部 環境課
都市建設部 都市計画課

〒207-8585 東大和市中央3-930 電話：042-563-2111 (代表)



第二次東大和市緑の基本計画

緑 と 水 の 都 市

＜概要版＞

素案

●緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村（特別区を含む）がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペースに関する総合的計画です。

＜緑の基本計画が対象としている緑地＞

都市において「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独で、若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地がこれらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの」

出典：都市緑地法運用指針（平成16年策定、平成29年改定）

●計画改定の趣旨

東大和市では、平成11年10月に「東大和市緑の基本計画-緑と水の都市-（以下「第一次計画」）」を策定し、狭山丘陵をはじめとする樹林地や農地の緑を保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することにより、緑豊かで快適な都市環境の創造に努めてきました。その後、約20年が経過し、東大和市の緑と水の現況や上位計画・関連計画の改定、緑と水を取り巻く法制度や社会環境の変化を受け、平成31（2019）年3月に「第二次東大和市緑の基本計画-緑と水の都市-（以下「本計画」）」として改定するものです。

改定のポイント

- ①第一次計画の計画期間満了に伴う改定です。
- ②上位計画にあたる「東大和市総合計画（基本構想及び基本計画）」及び「東大和市都市マスタープラン」の改定、その他関連計画の策定・改定を踏まえた改定です。
- ③策定から約20年が経過し、東大和市の緑と水を取り巻く法制度や社会環境、市民ニーズ等の変化に対応した改定です。
- ④上記の点に加えて、第一次計画の施策進捗状況を踏まえて、基本方針の見直し、新たな目標の設定や具体的施策の見直しを行う改定です。

●計画の目標年次

本計画の期間は、「東大和市都市マスタープラン」及び関連計画として本計画が調和を図るべき「東大和市環境基本計画」の計画期間（10年間）と整合を図り、平成31（2019）年度から平成40（2028）年度までの10年間とし、平成40（2028）年度を目標年次とします。

ただし、社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

●計画が対象とする緑と水

本計画では、樹林地、草地、水辺（河川、用水路、湧水等）や農地、公園等の他、街路樹や住宅地内の緑（庭、屋上緑化等）、駅前の緑等を含んだものを総称して「緑と水」と呼びます。



●緑と水の役割

緑と水は、市民の生活環境を様々な面で支え、市民生活にとって、なくてはならない重要な役割を担っています。本計画では、以下の4つの視点で緑と水の役割をとらえます。

都市環境を保全する機能

狭山丘陵のようにまとまった緑や河川等の水辺は、自然の生態系を維持するうえで重要な役割を担っています。また、樹林地や農地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の防止やヒートアイランド化の緩和といった環境保全のほか、防音・防塵・防風等、多くの活用すべき機能があります。



レクリエーションの場となる機能

市民が健康的な生活を営むうえで、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増えています。また、時代の経過とともに市民ニーズも変化しており、樹林地は林間レクリエーションの場、公園や緑道等は運動やウォーキング、散歩等の健康づくりの場、市民農園は農とのふれあいの場等として、市民の生活にとって貴重な空間となっています。



防災に資する機能

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動の拠点としての機能を有しています。また、農地の一部も災害時協力農地に登録されており、一時的な避難場所等としての役割を担っています。さらに、公園や道路沿いの樹木や河川などには、延焼を遅らせる効果も期待されます。



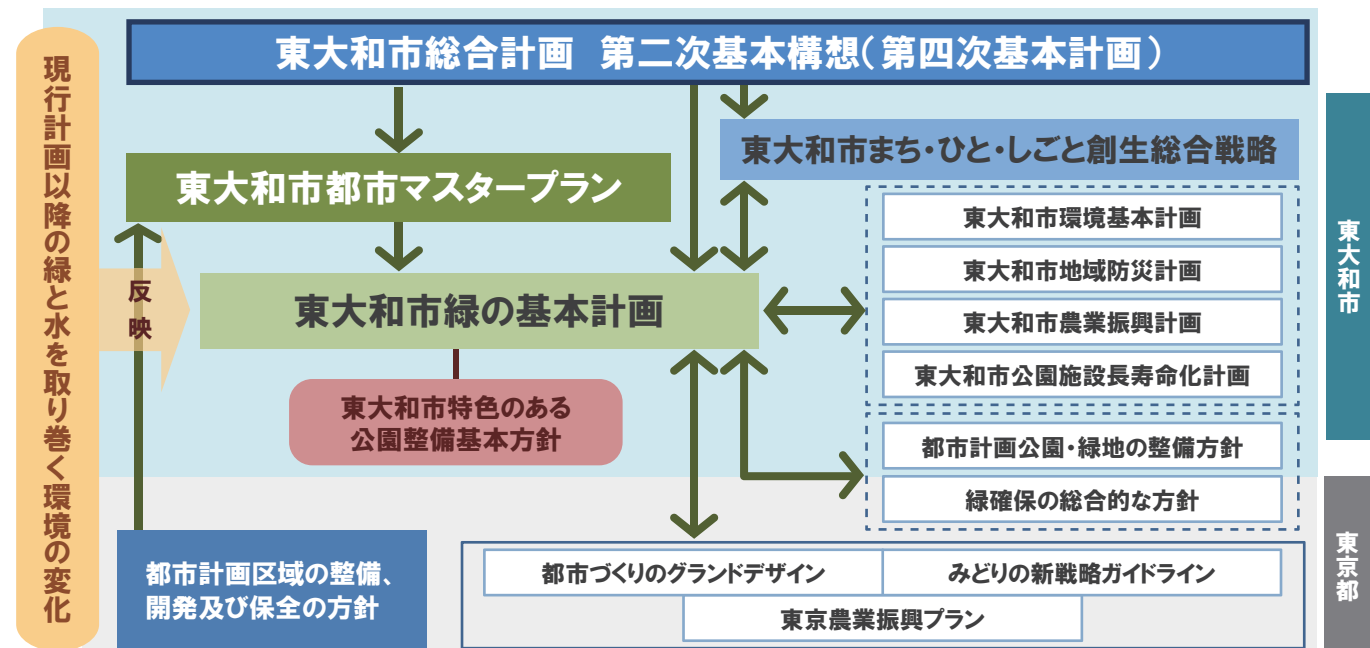
都市景観を形成する機能

狭山丘陵の山並みや水辺、公園、街路樹、住宅地の庭や生垣、駅前等の緑と水は、都市にうるおいや安らぎを与えています。また、農地、社寺林、屋敷林、地域のシンボルとなっている大木等、生活との関わりの中で育まれてきた緑のつくる風景は、地域に残された自然や歴史を取り入れた個性ある都市景観の形成に役立っています。



●計画の位置づけ

本計画は、「東大和市総合計画」に即し、また「東大和市都市マスタープラン」に適合させ、東京都の各上位計画や東大和市の各種関連計画と整合のとれた内容とします。



●「重点取組」及び「確認指標(取組み進捗状況)」

緑と水の将来像「緑と水の都市」の実現に向けて、4つの基本方針ごとに、65の具体的な取組みを位置づけています。これらの取組みは、計画期間や財源が限られる中、将来像の実現を効果的に進めるためには、重点的に取組むべき施策を重点取組として選定し、選択と集中により効果的に事業を推進する必要があります。そこで、4つの基本方針ごとに、「改定における視点」を踏まえて「重点取組」を選定することとします。また、4つの基本方針の進捗度合いを検証する一つの指標として、「重点取組」から特徴的な取組みを抽出し、確認指標として目標値を定めます。

基本方針1 重点取組...具体的な取組み

- 1 狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進
- 18 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定と活用
- 19 市民農園の整備
- 26 公園施設長寿命化計画の推進
- 28 雑木林における多様なサイクルの回復



確認指標① 生産緑地地区の面積

これまでの生産緑地の減少率を維持しつつ、特定生産緑地への移行を目指します。

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
生産緑地地区の面積	44.63ha	34.99ha	33.03ha以上

確認指標② 市民農園の貸し出し数

「第二次東大和環境基本計画」で示した環境指数・目標値との整合を図ります。

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
市民農園の貸し出し数	195区画	210区画より増加を目指します	226区画より増加を目指します

基本方針2 重点取組...具体的な取組み

- 29 多様な緑の空間の配置
- 33 特色ある公園づくりの推進
- 34 花木を活かしたネットワークの形成

確認指標③ 特色ある公園の数

開設後も地域の応援・愛着をもっていただけるよう、地域住民と十分に協議のうえ、特色ある公園の整備を目指します。

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
特色ある公園の数	0箇所	1箇所	3箇所

基本方針3 重点取組...具体的な取組み

- 47 駅周辺の緑と花による顔づくり
- 48 緑化重点地区の指定



確認指標④ 市民協働で管理されている駅周辺の花壇の箇所数

既に花壇が整備されている東大和市駅もしくは玉川上水駅に、新たな花壇を整備し、花壇が整備されていない上北台駅などにも花壇を増やすことを目指します。

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
花壇の箇所数	2箇所	3箇所	5箇所

基本方針4 重点取組...具体的な取組み

- 51 市民花壇の整備
- 53 ボランティア等の育成・支援
- 57 市民参加イベントの開催



確認指標⑤ 市民の緑と水に関わるボランティア参加率

緑と水に関わるボランティアの参加率の倍増を目指します。

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
ボランティア参加率	1.4%	2.1%	2.8%

確認指標⑥ 狭山丘陵における体験学習の参加者数

「第二次東大和環境基本計画」で示した環境指数・目標値との整合を図ります。

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
参加者数	22人/回	34人/回	42人/回

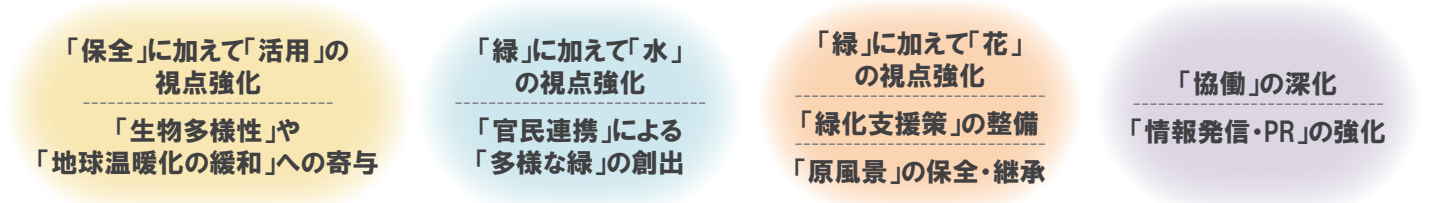
●計画の体系

緑と水の将来像、計画の目標達成の実現に向けて、4つの基本方針ごとに、施策方針・施策を位置づけます。

基本方針	施策方針	施策
基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす 昔からの自然の骨格の継承 暮らしと歴史に育まれた緑と水の保全・活用・継承	① 狭山丘陵の緑の保全・活用	(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全・活用 (2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復 (3) 林間レクリエーションゾーンとしての活用
	② 水辺の保全・活用	(1) 水辺空間の整備・保全・活用 (2) 湧水の保全
	③ 生物多様性の保全・回復	(1) 多様な生物の生息環境の保全・回復
	④ 農地の保全・活用	(1) 農地の保全 (2) 農地を活かしたまちづくり
	⑤ 多様な緑空間の活用	(1) 多様な緑空間を活かしたまちづくり
	⑥ 樹林地の保全	(1) 樹林・樹木の保全 (2) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全
	⑦ 都市公園施設の管理	(1) 都市公園の長寿命化
	⑧ 緑のリサイクル	(1) 緑のリサイクルシステムづくり (2) 雑木林のサイクルの回復
基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる 市全体と地域の特性をいかした多様な緑の創出 緑と水の資源をつなぐネットワークの創出	① 公園・緑地等の適正な配置	(1) 公園・緑地等の配置計画 (1) 身近な公園づくり (2) 安全・安心な公園づくり (3) 特色ある公園づくり
	② 市民ニーズに合った公園の整備・管理・活用	
	③ 緑と水によるネットワークの形成	(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成 (2) 歩道及び自転車通行空間の整備・活用 (3) 生態的なネットワークの形成
基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる 緑と花によるまちの個性と彩りの創出	① 公共空間の緑化	(1) 公園の緑化 (2) 道路の緑化 (3) 公共施設施設の緑化 (4) 駅周辺の緑による顔づくり
	② 緑化重点地区	(1) 緑化重点地区の緑化等の推進
基本方針4 市民・企業・行政の協働 市民・企業・行政の多様な連携による 緑の保全・活用・創出	① 緑化のしくみづくり	(1) 公園・緑地等の計画・整備・管理・活用
	② 緑化の支援体制づくり	(1) 多様な活動の支援 (2) 緑化知識習得機会の創出 (3) 情報発信機能等の強化 (4) 環境緑化基金の活用推進
	③ 緑の普及・啓発	(1) イベントの開催 (2) 緑化の奨励 (3) ガイドブック等の作成 (4) 緑の調査・教育

●緑と水の課題

東大和市の緑と水を取り巻く法制度や社会環境、市民ニーズ等の変化から、本計画では、今後の取組み課題を以下のとおり整理し、「改定における視点」を抽出します。



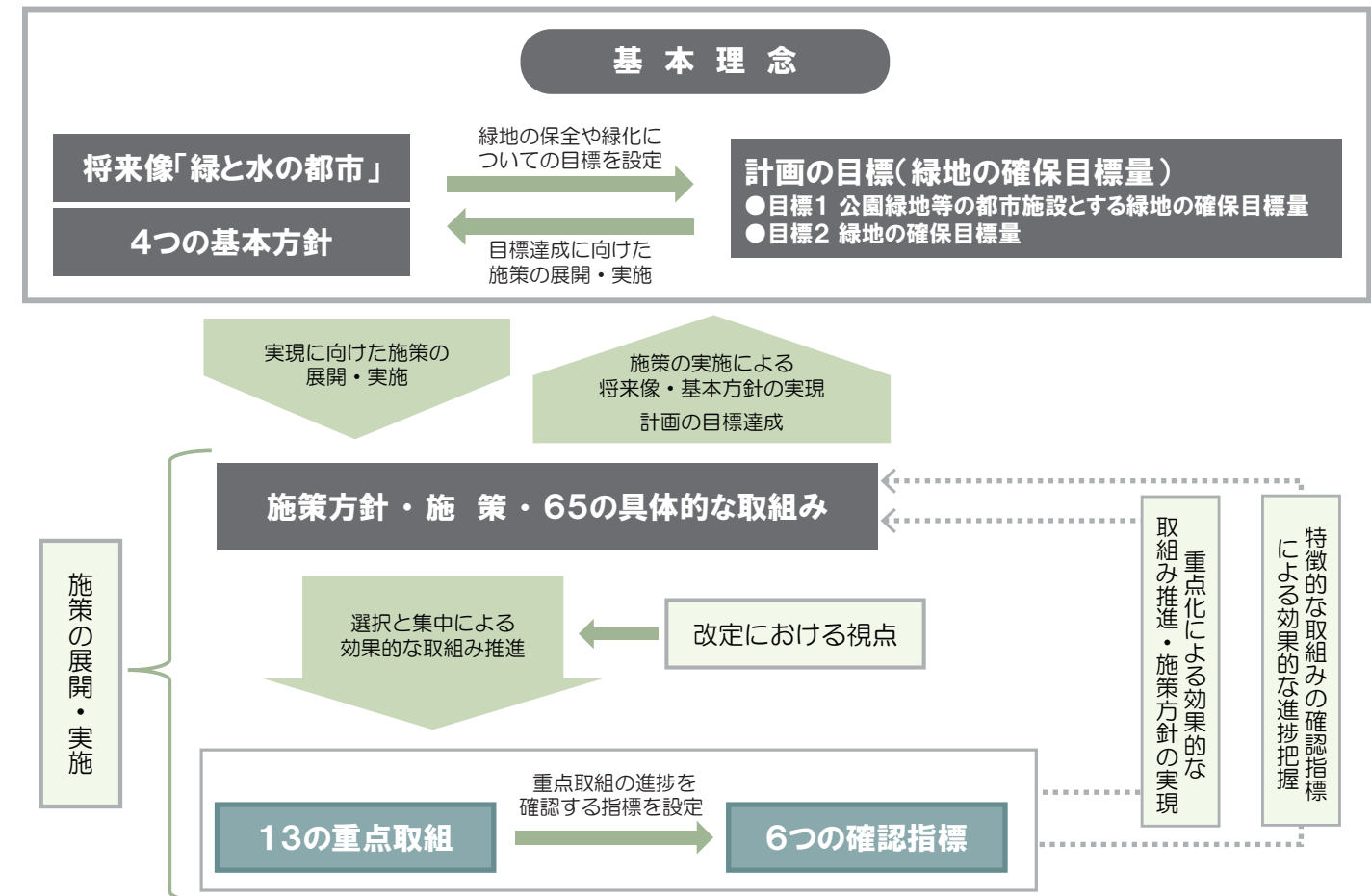
改定における視点

- ① 緑と水の資源を保全するとともに、交流人口*の増加に寄与するよう積極的に活用を図る計画とします。
- ② 農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る計画とします。
- ③ 樹林地の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化緩和に資する計画とします。
- ④ 公園・緑地だけでなく、多様な緑の創出と水辺空間の整備を図る計画とします。
- ⑤ 河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図る計画とします。
- ⑥ 緑や花による緑化の推進を図る計画とします。
- ⑦ 緑と水に関する広範な取組みにおいて、市民・市民団体・企業等との協働を深める計画とします。

*「交流人口」とは市外から市内に何らかの目的で訪れる人口（観光客や短期滞在者）のことで「定住人口」に対する概念

●計画の構成

本計画では、将来像及び基本方針の実現、さらには計画の目標達成に向けて、「施策方針・施策・具体的な取組み」などを位置づけて施策の展開を図ります。また、優先的に取組む「重点取組」を選定するとともに、その進捗を把握する「確認指標」を設定し、効果的な「施策方針・施策」の展開を図るとともに、「具体的な取組み」全体の推進を牽引していきます。



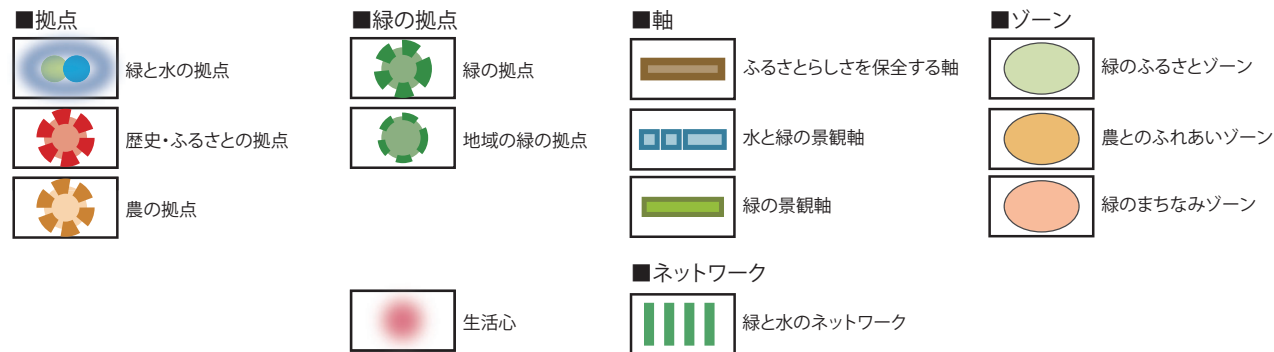
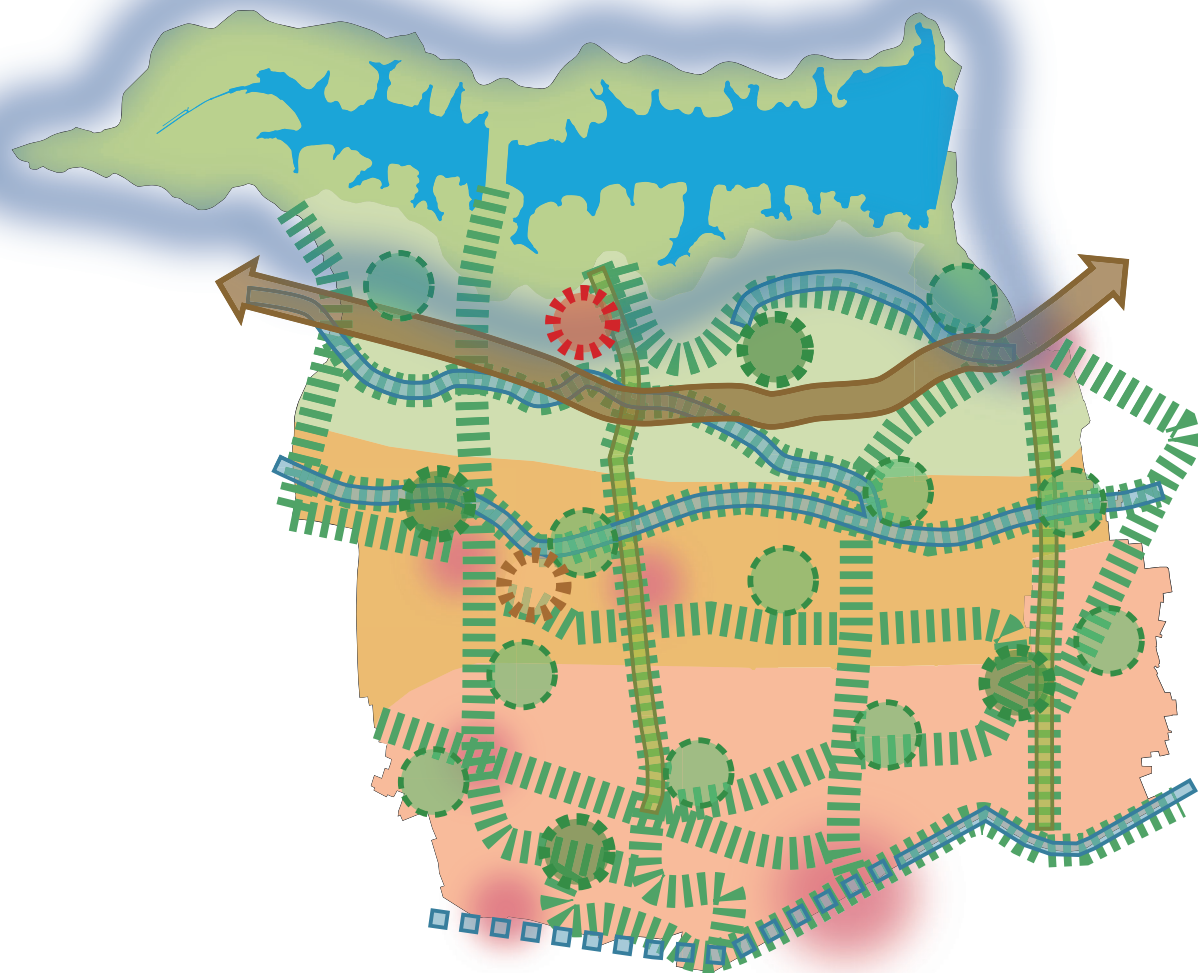
●計画の基本理念

第一次計画の理念を継承し、以下のとおり定めます。

**狭山丘陵の自然と歴史に育まれた緑と水を守り
市民・企業・行政の協働により
うるおいと安らぎのあるまちを創ります**

●緑と水の将来像「緑と水の都市」

第一次計画の緑と水の将来像を基本とし、「東大和市都市マスタープラン」等の改定を踏まえ、以下のとおり定めます。



●計画の目標(緑地の確保目標量)

緑の将来像と基本方針の実現を目指した取組みを進めるためには緑の保全及び創出による量の確保が欠かせません。そこで、本市の財政状況や市街化の状況、さらには、すでに人口が減少し始めている状況などを踏まえて、確保目標量を定めます。また、東京都・特別区・市町村で策定している「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)、平成23(2011)年12月」において示している優先整備区域の設定と整合を図り、計画期間を考慮して、それぞれの確保目標量を定めます。

目標1

市民一人あたりの公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量*を市域面積で9.14㎡/人、市街化区域面積で6.83㎡/人とします。

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	計画の目標値 平成40(2028)年
人口	約84,800人	約85,600人	約85,400人
市域 (市域面積：1,354ha)	8.43 ㎡/人	8.82 ㎡/人	9.14 ㎡/人
都市施設とする緑地の確保面積	約715,100㎡	約755,100㎡	約780,100㎡
市街化区域 (市街化区域面積：989ha)	6.11 ㎡/人	6.52 ㎡/人	6.83 ㎡/人
都市施設とする緑地の確保面積	約518,400㎡	約558,400㎡	約583,400㎡

*市民一人あたりの供用面積とする。

目標2

出来る限り緑地の減少を抑えることを目指し、緑地の確保目標量*を496.55ha以上とします。

- 緑地の主な減少要因は、制度上安定した緑地である生産緑地地区等と社会通念上安定した緑地である企業や大学等のグラウンドであり、今後も生産緑地は減少することを前提としています。
- ただし、生産緑地減少率を維持しつつ、特定生産緑地への移行を目指します。
- また、市民緑地(もしくは認定市民緑地)第一号の指定や民間宅地開発等における自主管理公園の設置を見込んでいます。

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	計画の目標値 平成40(2028)年
確保目標量	507.85ha	498.25ha	496.55ha以上
市域面積に対する割合	37.51%	36.80%	36.67%以上
市域面積	1,354ha	1,354ha	1,354ha

*公園緑地等の都市施設とする緑地※1、制度上安定した緑地※2、社会通念上安定した緑地※3を合わせた面積
*都市計画決定された公園・緑地のうち未供用区域については、公園・緑地としての整備が一定程度担保された土地であるため、制度上安定した緑地に含める。

■緑地の区分



※1 公園緑地等の都市施設とする緑地

○都市計画法等で区域を定めた公園緑地等の都市施設等、土地の持続性が担保された緑地



上仲原公園

※2 制度上安定した緑地

○公共空地は団地内の広場やゲートボール場等の公共のオープンスペースであり、緑地としての持続性が一定程度担保されている緑地
○生産緑地地区、風致地区、自然公園等を指定して保全を図る緑地で、区域内での土地利用や樹木の伐採等に制限があるため、緑地としての持続性が一定程度担保されている緑地



生産緑地

※3 社会通念上安定した緑地

○寺社境内地や企業グラウンドなどの社会通念に照らして一定の持続性が期待できる緑地



雲性寺